

選挙人名簿管理システム標準仕様書
【第 1.4 版】

令和 7 年（2025 年）1 月 31 日

自治体システム等標準化検討会
(選挙人名簿管理システム等標準化検討会)

目次

第1章 本仕様書について.....	1
1-1 はじめに.....	1
1-2 対象	1
(1) 対象地方公共団体.....	1
(2) 対象分野	1
(3) 対象項目	1
(4) デジタル社会を見据えた対応.....	3
1-3 本仕様書の内容.....	3
(1) 本仕様書の構成.....	3
(2) 標準準拠の基準.....	4
(3) 想定する利用方法.....	4
(4) 本仕様書の改定.....	5
(5) 各地方公共団体の調達仕様書の範囲との関係.....	5
第2章 業務フロー等.....	6
2-1 業務フロー図.....	6
2-2 ツリー図.....	8
第3章 機能要件	9
3-1 機能要件全般に関する事項.....	9
(1) 標準化対象外システムとの連携に係る要件.....	9
(2) 都道府県への報告等に係る要件.....	9
(3) エラー・アラートに係る要件.....	9
(4) EUCに係る要件	10
(5) バッチ処理（一括処理）に係る事項.....	10
(6) 共通投票所に係る要件.....	10
(7) マイナポータルびったりサービスに関する要件.....	10
(8) マイナンバーカードを用いた投票受付.....	11
(9) 各地方公共団体における条例による住民投票に係る要件.....	11
3-2 機能要件.....	11
第4章 帳票要件	13
4-1 帳票要件全般に関する事項.....	13
(1) 外部帳票の定義.....	13
(2) 外部帳票における帳票サイズの見取り.....	14
(3) 外部帳票における専用紙帳票の見取り.....	14
(4) 外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の見取り.....	14

(5) 外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い.....	14
(6) 内部帳票の定義.....	14
(7) 外部帳票・内部帳票の実現方法.....	15
4－2 帳票要件.....	15
第5章 その他要件	16
(1) データ要件・連携要件.....	16
(2) 非機能要件.....	16
第6章 用語	17
参考	18
業務概要（全体図）	18

第1章 本仕様書について

1-1 はじめに

本仕様書は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。

1-2 対象

（1）対象地方公共団体

本仕様書の対象地方公共団体は、全ての市区町村とする。

（2）対象分野

本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様書における選挙人名簿管理ユニットを基本とし、選挙人名簿管理、期日前・不在者投票管理、在外選挙管理及び当日投票管理とする。選挙期日当日の投票管理及び在外選挙人の投票管理に係る機能については、地域情報プラットフォーム標準仕様書の範囲に含まれていないが対象とする。

選挙事務を補助するために導入されている選挙従事者管理、開票集計及び選挙速報については、本仕様書の対象外とする。

なお、在外選挙管理に関する機能及び当日投票管理に関する機能については、現行システム導入を行っていない団体も数多く存在するため、本仕様書において【実装してもしなくても良いサブユニット】とする。

（3）対象項目

本仕様書では、以下の項目について規定する。

- ① 業務フロー及びツリー図（第2章）
- ② 機能要件（第3章）
- ③ 帳票要件（第4章）
- ④ その他要件（第5章）

①業務フロー及びツリー図、②機能要件及び③帳票要件については、自治体のシステム導入の実態を踏まえ、選挙人名簿管理、期日前・不在者投票管理、在外選挙管理及び当日投票管理

の4つのサブユニットに分けて規定している。②機能要件については、これらに加え、各管理業務に共通するものを選挙人名簿管理共通要件として規定している。

なお、事業者が提供するパッケージシステムによっては、オールインワンパッケージや住民記録システムと一体となったシステムで提供されることも想定される。これらについては、本仕様書で示す要件が充足されている限りにおいて、機能構成の違いは問わないものとする。例えば、「選挙人名簿管理サブユニット」側の機能として定義されている「当日投票用名簿抄本作成」機能を「期日前・不在者投票管理サブユニット」側に搭載させることも可能とする。また、共通投票所に係る機能について、機能要件上では「期日前・不在者投票管理サブユニット」の一機能として定義しているが、「当日投票管理サブユニット」側に搭載するといったことも可能である。ただし、標準仕様と異なる機能構成とする際にはシステム全体での機能及びデータの整合性の観点から、以下の点に留意すること。

- ・ ある機能により更新されたデータは、同一サブユニット内の別機能にて当該データの即時参照が可能となる前提である。そのため、特定の機能を別のサブユニットへ組み換えを行った場合であっても、同様の即時参照が求められる（例えば、特定資格等管理機能で更新した選挙人に係る資格情報は、いずれのサブユニットで機能を設けた場合でも、選挙人名簿管理サブユニットにて即時参照できなければならない。）
- ・ サブユニット間の機能の組み換えを行った場合には、サブユニット間の連携要件の担保に加えて、上記を担保するためのデータ連携機能の構築が求められる
- ・ 機能の組み換えは可能であるが、機能の欠損は許容できない（重複は問題ない。）

その他要件は、データ要件・連携要件及び非機能要件について規定しているが、これらはデジタル庁を中心に検討されるものである。

画面要件及び専ら操作性に関する要件については、原則として本仕様書に規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっている場合等についてはこの限りでない。

画面要件等として、具体的には、以下のようなものを想定している。

- ✓ 対象者特定後、詳細情報表示をワンクリックで確認できるなどの画面表示に係る要件
- ✓ 処理に注意が必要な対象者を色やポップアップで注意喚起するなどのユーザーインターフェースに係る要件
- ✓ アプリケーション・画面を同時に複数起動できる、マウス操作だけではなくファンクションキーなどによって入力できるなどの操作性に係る要件

(4) デジタル社会を見据えた対応

本仕様書では、電子化・ペーパーレス化も含め、これからのデジタル社会のあるべき姿を視野に入れつつ、現行制度の下で多くの地方公共団体が支障なく対応できる要件について、できる限り仕様に盛り込んでいる。

なお、在外選挙管理サブユニットと外務省の所管する在外住所意見照会システムとの連携については、引き続き検討課題とする。

デジタル社会の実現を見据えれば、地方行政の実務や業務システムの前提となる制度自体を見直すべきという考え方もあり得るが、制度自体の検討・見直しは一朝一夕にできるものではなく、標準化の実現が更に先に延びることになることから、この点において本仕様書は現在の実務をベースとしている。

このため、本仕様書の作成後、地方行政の実務や業務システムの前提となる制度の見直しが必要であれば、これらの見直しとともに本仕様書を改定していくことが求められる。

1-3 本仕様書の内容

(1) 本仕様書の構成

第1章では、本仕様書の背景、対象及び内容について記載している。

第2章では、業務フロー及びツリー図を記載している。業務フローは、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するかについて地方公共団体及び事業者の共通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示す業務フローは、各地方公共団体における実際の業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える地方公共団体は、現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローを参考に見直すことで、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。ツリー図は、機能要件の一覧性を高め、標準化の対象となる業務を明確化するため、業務フローに紐づいた形式で記載している。

第3章、第4章及び第5章では、それぞれ、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能要件、帳票要件、データ要件・連携要件及び非機能要件について記載している。「(2) 標準準拠の基準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

第6章では、本仕様書において用いている用語について、解釈の紛れがないよう、定義している。

（２）標準準拠の基準

本仕様書の対象は地域情報プラットフォーム標準仕様における選挙人名簿管理ユニットを基本としており、この対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能（実装必須機能）】及び【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】の２類型に分類した。

【実装すべき機能（実装必須機能）】及び【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】に記載された内容において解釈が分かれる可能性のあるものや、検討過程において有用性を認められなかった機能については、「要件の考え方・理由」にてただし書きを付記している。また、可能な限り２類型のいずれに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制及びベンダ移行の円滑化の観点から、実装しないものとする。

なお、他業務における標準仕様書では【実装すべき機能（実装必須機能）】及び【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】に加えて、【実装しない機能】の類型があるが、選挙人名簿管理システムにおいては標準仕様として明示的に【実装しない機能】として定義すべき機能がない（従来では共通的に搭載されているが本仕様書において意図的に実装すべきではないと判断した機能はない）ため類型から除外している。

パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第３章及び第４章に規定する【実装すべき機能（実装必須機能）】をいずれも実装し、【実装すべき機能（実装必須機能）】及び【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】を除く機能はいずれも実装しないことが必要である。【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で地方公共団体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。

（３）想定する利用方法

本仕様書については、

- ・ 各ベンダは、デジタル庁が整備する予定のガバメントクラウド上において本仕様書に準拠しているシステムを提供し、
- ・ 各地方公共団体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用する

ことを想定している。

ただし、選挙人名簿管理システムにおける例外として、当日投票管理サブユニットについては、選挙当日に各投票所にてオフラインで利用することも想定されることから、各端末にインストールするかたちでの提供方法も可能とする。

地方公共団体においては、人口減少による労働力の供給制約の中、システムについて十分な知見がなくても、負担なくシステムを利用できる必要があり、地方公共団体としては、改めて

本仕様書に示した個別の要件を一々提示してRFI (request for information)やRFP (request for proposal)、更にはFit & Gap 分析を行って調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズをすることなく利用できることを想定している。

本仕様書は、本仕様書における機能さえあればカスタマイズなしで支障なく業務が行えるようになるよう、実装すべき機能（実装必須機能）をその理由とともに整理したものである。このため、地方公共団体内での検討や地方公共団体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果たして当該地方公共団体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書における必要又は不要の整理を知るための資料として参照することも想定している。

（４）本仕様書の改定

本仕様書については、制度改正時のほか、地方公共団体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合や、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。とりわけ、制度改正により本仕様書を改定する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。改定後の本仕様書に基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度改正等の都度、個々の地方公共団体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると想定される。

（５）各地方公共団体の調達仕様書の範囲との関係

本仕様書を用いることにより、選挙人名簿管理業務を運用することは可能であり、本仕様書の対象範囲については本仕様書に記載された内容で調達する必要がある。

しかしながら、各地方公共団体においては、例えば、住民記録システム等と一体的に調達しているところもあることから、各地方公共団体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないと考えられる。この場合であっても、各地方公共団体の情報システムの調達において、本仕様書の範囲の業務について本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。

※ 例えば、オールインワンパッケージシステムを採用している団体は、住民記録や税務、国民健康保険等の分野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なることは差し支えない。

第2章 業務フロー等

2-1 業務フロー図

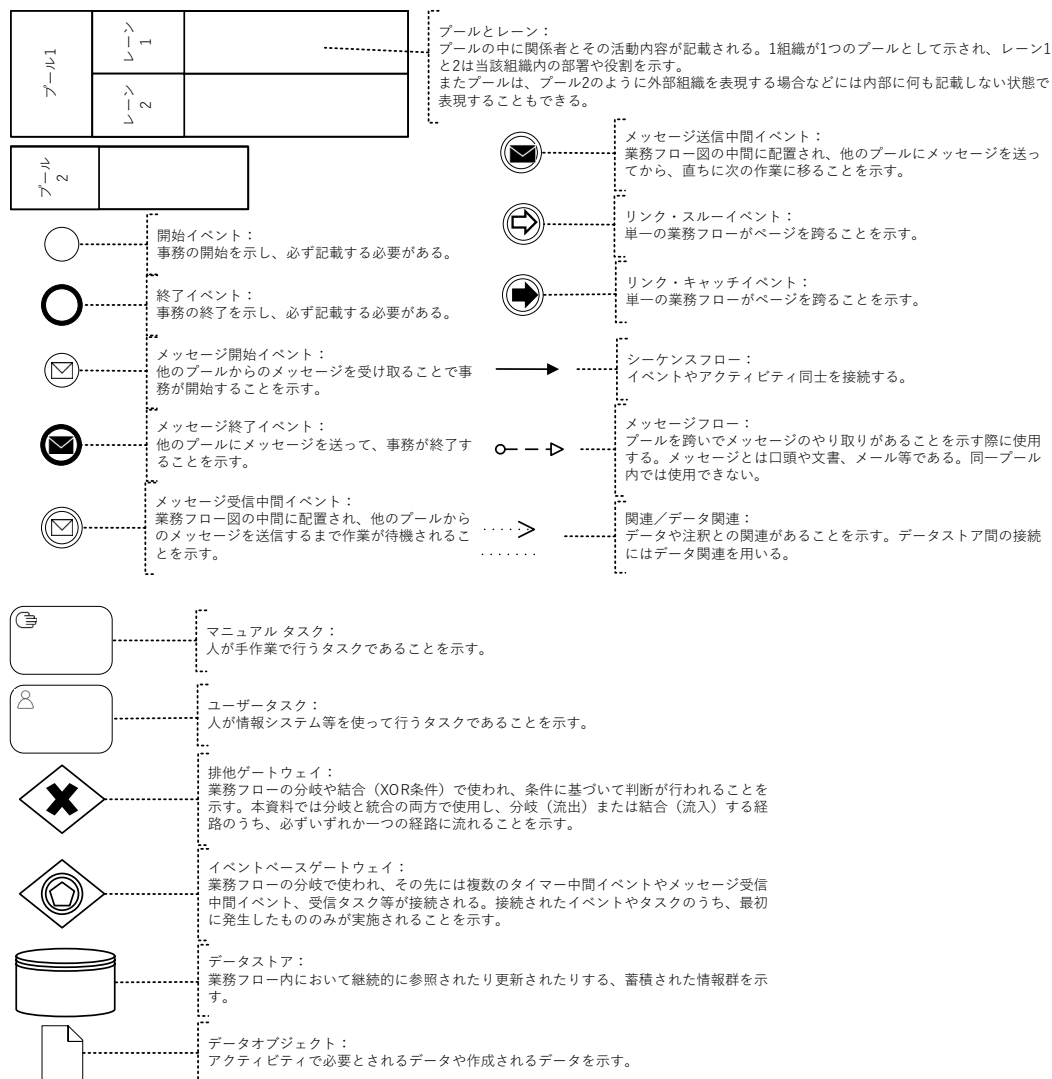
本仕様書に業務フローを記載する目的は、本仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方公共団体及び事業者による共通理解を促すことである。

本仕様書に記載する業務フローは、実際の各地方公共団体における業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える地方公共団体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フローを参考に見直し、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

ただし、選挙人名簿管理の業務中、二重登録通知及び失権者管理の運用については、標準化方針として整理している経緯を踏まえ、本仕様書に記載する業務フローに準拠した業務を実施すること。

本業務フローの作成に当たっては、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」（平成27年3月）を参考に、表記方法の国際標準である BPMN（Business Process Model and Notation）の手法を用いて記述した。

図表 2－1 B PMN 凡例



業務フローは以下の通り、別紙に示す。

選挙人名簿管理の業務フロー	別紙 1－1 のとおり
期日前・不在者投票管理の業務フロー	別紙 1－2 のとおり
在外選挙管理の業務フロー	別紙 1－3 のとおり
当日投票管理の業務フロー	別紙 1－4 のとおり

2-2 ツリー図

業務フロー図において可視化した、作業の箇所ごとに選挙人名簿管理システムに必要な機能要件を整理する。

ツリー図は以下のとおり、別紙に示す。

選挙人名簿管理のツリー図	別紙2-1のとおり
期日前・不在者投票管理のツリー図	別紙2-2のとおり
在外選挙管理のツリー図	別紙2-3のとおり
当日投票管理のツリー図	別紙2-4のとおり

第3章 機能要件

3-1 機能要件全般に関する事項

機能要件においては、各業務を実施するために必要な機能を規定している。全ての団体で必須機能又は実装が望ましい機能や、最適な標準機能として合意できる機能については、【実装すべき機能（実装必須機能）】として規定しており、それが地方公共団体によって異なる機能については【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】としている。なお、現時点において「カスタマイズ」として実装されている機能であっても、全ての地方公共団体において有効性が認められるものは、【実装すべき機能（実装必須機能）】としている。

検討の過程において、考え方を整理すべきと判断された事項について、以下に記載する。

（1）標準化対象外システムとの連携に係る要件

選挙業務においては、名簿閲覧システムや従事者管理システム、開票集計システム、選挙速報システム等の関連システムが各地方公共団体で導入されている。これらについては、名簿管理業務とは性質が異なること、また導入状況が各団体で大きく異なることから標準化対象外システムとしているが、データ授受が必要となるシステムも存在する。

これらについては、デジタル庁の作成する「共通機能に関する標準仕様書」のうち、「庁内データ連携機能」に従うこと。

（2）都道府県への報告等に係る要件

選挙人名簿管理業務においては、各市区町村から都道府県に対して報告等を行うための業務が発生する。これらの報告等は、実施の有無やその様式について都道府県ごとに差異が存在しており、全国的な標準化が困難な状況にある。

本仕様書においては、ワーキングチームにおいて統一できかつ必要性が認められた集計については定義している。定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、パッケージシステムで提供されない場合は、外付けツール等（EUCを含む。）により対応することを想定している。

（3）エラー・アラートに係る要件

選挙人名簿管理業務においては、選挙人の資格判定の正確性を期すため、投票所での名簿対照時に年齢要件・住所要件・投票状況等のチェックが行われる。選挙業務の特性上、投票所に配置される職員は、選挙管理委員会の職員だけではなく、他部署所属の職員である場合も想定され、必ずしも選挙制度及び選挙人名簿管理システムに精通しているとは限らない。そのため本仕様書においては、機能要件の別添としてエラー・アラート要件を【実装すべき

機能（実装必須機能）】として定義した。ただし、本資料で規定しているエラー・アラートは最低限搭載すべき要件であり、本資料に記載のないエラー・アラートを別途実装することは差し支えない。

エラー・アラートに係る共通的な考え方や基本的な要件は、後述の選挙人名簿管理共通要件に整理している。

（４）EUCに係る要件

選挙人名簿管理システムが保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等の機能について、後述の選挙人名簿管理共通要件にて定義している。また、EUCにて抽出したデータを加工するためのツール等は、各地方公共団体の事情に合わせて必要な機能を導入することができる。

（５）バッチ処理（一括処理）に係る事項

本書では、所謂バッチ処理とオンライン処理の別については、実装方式によるものとして、明確な定義を実施していない。そのため、選挙人名簿管理業務においては、定時登録時又は選挙時登録時における名簿調製など、バッチ処理（一括処理）による処理が必要となる機能が存在すると想定されるが、実装方式の指定は行わない。また、その他の機能においても、バッチ処理（一括処理）による実装を妨げるものではない。

（６）共通投票所に係る要件

共通投票所については、現段階において導入団体が限られており、期日前・不在者投票管理機能を準用しているケースが多くを占める。そのため、共通投票所機能として確立したシステムを利用しているケースは見受けられない。しかしながら、投票環境の向上等の観点から導入検討を行う団体が増加することが見込まれるため、期日前・不在者投票管理サブユニットに【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】として共通投票所機能を定義した。

（７）マイナポータルびったりサービスに関する要件

「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「Ⅴ 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、選挙業務の対象として「衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求」がある。そのため、マイナポータルびったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できる必要がある。

なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に規定される連携方式3、4（基幹業務システムの改修を要する方式）により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。また、申請管理機能がマイナポータルぴたりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できる必要がある。

方式3 入力画面に取込機能実装

方式4 一括取込機能の実装

（8）マイナンバーカードを用いた投票受付

選挙人名簿管理業務においては、一部の地方公共団体においてマイナンバーカードを用いた投票受付を行っている。本機能については、現段階では実装ベンダ及び実装団体が限られるものの、【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】として定義を行っている。

（9）各地方公共団体における条例による住民投票に係る要件

直接請求による住民投票に関しては、選挙人名簿管理システムを用いることで業務が実現できるよう仕様書に要件を定めているが、条例による住民投票に関しては、各地方公共団体において条例に定める要件が異なることから要件の定義を行わない。

3－2 機能要件

機能要件を別紙に示す。

機能要件は、便宜上、4つのサブユニット（選挙人名簿管理サブユニット、期日前・不在者投票管理サブユニット、在外選挙管理サブユニット及び当日投票管理サブユニット）に分け記載を行っている。

また、4つのサブユニットで横断的に必要となる選挙業務に共通する要件について、共通要件に定義している。

機能要件	別紙3－1のとおり
------	-----------

以下に、機能要件における各項目の説明を示す。

- ・ 実装すべき機能（実装必須機能）

事業者のパッケージシステムが本仕様書に準拠するために実装しなければならない機能

- ・ 実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）

事業者によって、実装の有無を判断してもよい機能。実装されていれば、地方公共団体が利用を選択できる。

総合区・行政区の管理等の指定都市特有の機能要件、「3-1 機能要件全般に関する事項」に記載の「(6) 共通投票所に係る要件」「(8) マイナンバーカードを用いた投票受付」等を定義している。

- ・ 要件の考え方・理由

各要件の検討過程などを、必要に応じて補足説明している。

なお、前述のとおり、在外選挙管理サブユニット及び当日投票管理サブユニットについては【実装してもしなくても良いサブユニット】であるが、当サブユニットにおいても、個々の機能において【実装すべき機能（実装必須機能）】及び【実装してもしなくても良い機能（標準オプション機能）】の分類があることを留意されたい。

また、エラー・アラート要件を別紙に示す。

エラー・アラート要件	別紙4-1のとおり
------------	-----------

第4章 帳票要件

4-1 帳票要件全般に関する事項

帳票要件においては、業務を実施するために必要な帳票の要件を規定している。全ての地方公共団体で必須又は実装が望ましい帳票については、【実装すべき帳票（実装必須帳票）】として規定しており、それが地方公共団体によって異なる帳票については【実装してもしなくても良い帳票（標準オプション帳票）】としている。これらの帳票について、帳票の概要・用途及び出力条件を規定した上で、必要な帳票に関し、標準印字項目及びレイアウトを定義している。

検討の過程において、考え方を整理すべきと判断された事項について、以下に記載する。

（1）外部帳票の定義

以下の帳票を選挙人名簿管理システムにおける外部帳票として定義している。

- ・ 法令様式のある帳票（選挙人名簿（閲覧用）、調書、証明書及び宣誓書）
- ・ 投票所入場券
- ・ 自治体間通知（在外選挙に係る領事官宛て文書含む。）
- ・ 住民向け通知・案内（不在者投票に係る不在者投票管理者宛て文書含む。）
- ・ 宛名・ラベル
- ・ データ連携用 CSV ファイル（投票所入場券データ）

外部帳票のうち、公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）、在外選挙執行規則（平成 11 年自治省令第 2 号）又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成 22 年総務省令第 61 号）において様式が定義されているものは、原則、法令の様式に準拠することを前提としており、帳票レイアウトは定義せず、印字項目の定義のみとしている。ただし、本仕様書の検討過程においてレイアウトや記載事項、記載方法等について議論を行ったものは、帳票レイアウトや印字項目の定義を行っている。

また、自治体間通知及び住民向け通知・案内であっても、統一的な様式の指針があるもの（例：国民投票に係る通知・照会文書、在外選挙人に関する通知・照会文書、総務省提供様式等）については、これらに準拠することを前提としている。

上記に該当する様式が存在しない外部帳票（宛名・ラベルを除く。）については、帳票レイアウト及び帳票印字項目の定義を行った。

宛名・ラベルについては、帳票印字項目のみ定義を行った。

法令に様式が規定されている帳票、統一的な様式の指針のある帳票及び本仕様書において帳票印字項目・帳票レイアウトを定めた帳票については、帳票名称と帳票印字項目名称ともに本仕様書に準拠するものとする。

各地方公共団体においては、事業者が提供するパッケージシステムの帳票レイアウトにあわせて、専用紙の発注又は印刷事業者への外部委託を実施する想定である。

（２）外部帳票における帳票サイズの取扱い

帳票レイアウトを規定する外部帳票については、基本的には A4 縦としているが、帳票によっては視認性等に配慮し、A4 横等としている。詳細は各帳票の仕様に記載する。

なお、専用紙帳票についてはその限りではなく、次項に記載する。

（３）外部帳票における専用紙帳票の取扱い

選挙人名簿管理業務においては、不在者投票証明書などに関して、帳票の印字枠や地方公共団体名などが予め印刷された専用紙を使用することが想定される。これらの帳票については各帳票の仕様にてサイズ等を記載する。

なお、専用紙帳票には、用紙に事前に印刷されている「プレプリント項目」と、システムから印字する印字項目がある。本仕様書では、システムから印字する印字項目の定義を中心に行っており、「プレプリント項目」については定義していない。ただし、印字項目と定義された項目でも、定型文等でも問題ないと考えられる項目はプレプリントも可能である。

（４）外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い

選挙人名簿管理業務においては、投票所入場券などにおいて、大量の通知物を選挙人向けに一斉送付することが想定される。このような大量印刷・発送の際の対象物や条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件を設定することが想定される。このような条件設定については、本仕様書の対象外とし、各地方公共団体が個々の事情にあわせて実施する想定であり、帳票レイアウトに定義した項目以外に、印刷事業者等の便宜のための連番等の出力、穴あけ等の実施を妨げるものではない。

（５）外部帳票における大量印刷に係る帳票レイアウト要件の取り扱い

（１）の通り、宛名・ラベルを除く外部帳票について帳票レイアウトを定義しているが、帳票印刷を外部委託し、印刷業者にて帳票レイアウトを用意する場合も想定される。この場合、選挙人名簿管理システム上にレイアウトデータを保持する必要はなく、作成した選挙人情報データのみを出力することも可能である。

（６）内部帳票の定義

地方公共団体が内部事務で使用する帳票を内部帳票とし、以下の帳票を選挙人名簿管理システムにおける内部帳票として定義している。

- ・ 法令様式のある帳票（選挙人名簿、投票録）
- ・ 集計表
- ・ 条件別一覧
- ・ その他の一覧・集計表
- ・ データ連携用 CSV ファイル

内部帳票のうち、公職選挙法施行規則、在外選挙執行規則又は日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則において様式が定義されているものは、原則、法令の様式に準拠することを前提としており、帳票レイアウトは定義せず、印字項目の定義のみとしている。ただし、本仕様書の検討過程においてレイアウトや記載事項、記載方法について議論を行ったものは、帳票レイアウトや印字項目の定義を行っている。

内部帳票のうち、集計表及び条件別一覧については、帳票概要・用途や仕様概要及び帳票印字項目の定義を行った。これらは、Excel 等のファイル出力を前提としており、帳票レイアウトは定義していない。

上記を除くその他の一覧・集計表については、帳票概要・用途や仕様概要や出力条件を中心に標準仕様の定義を行った。これらは、予め出力条件を設定した EUC での出力を想定するため、帳票レイアウトは定義していない。また、主な出力項目のみを帳票要件に記載するため、帳票印字項目についても定義しない。

事業者が提供するパッケージシステムによっては、本仕様書で定義する内部帳票を複数の帳票で実現することも想定される。また逆に、本仕様書で定義する複数の内部帳票の要件を一つの帳票で充足することも想定される。このような実装上の違いは許容するものとする。

また、本仕様書に定義される帳票で業務が運用される想定ではあるが、必要に応じて、標準化対象外とされた内部帳票を EUC ツール等にてデータ出力することは差し支えない。

（７）外部帳票・内部帳票の実現方法

ここまで記載した外部帳票・内部帳票は事業者が提供するパッケージシステムから出力される想定である。ただし帳票印字項目・帳票レイアウトが充足するものであれば、外付けツール等（EUC を含む。）で実現することは差し支えない。

４－２ 帳票要件

帳票要件を別紙に示す。

以下に、帳票要件における各項目の説明については、帳票要件巻頭に記載の「標準帳票要件の概要」を参照のこと。

帳票要件	別紙５－１のとおり
帳票印字項目・諸元表	別紙６－１のとおり

帳票レイアウト	別紙 7（一式）のとおり
---------	--------------

第 5 章 その他要件

（１）データ要件・連携要件

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、「各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、標準準拠システム間や他の行政機関（公共サービスメッシュ（仮称）等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、連携要件を定める。

データ要件・連携要件の標準については、各制度所管府省との協議の上、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」においてその内容を規定するものであり、基本データリスト、機能別連携仕様等は、各業務の標準仕様書の改定等を踏まえて、正確かつ効率的に改定等を行う必要がある。

このため、基本データリスト、機能別連携仕様などのデータ要件・連携要件の標準については、各業務の標準仕様書において再掲する必要はないものとする。

（２）非機能要件

運用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」によるものとする。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省は、令和 2 年 9 月に標準非機能要件を策定しているが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）を踏まえ、当該標準非機能要件については、令和 4 年 8 月に拡充された。

第6章 用語

本仕様書についての解釈に紛れが生じないように、用いられている用語の定義を別紙8に示す。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本仕様書以外では別の意味で用いられていることもある。

なお、「住民記録標準仕様書 2.0 版」にて定義される用語は、当該仕様書に準ずるものとする。

参考

業務概要（全体図）

システムの新規構築時や更改時において、業務全体を俯瞰することにより、最適なシステム設計の検討等に資するよう、参考として、業務概要（全体図）を次のとおり示す。

各種データは基本としてガバメントクラウド上に格納することを想定しているが、当日投票管理サブユニットについては、選挙日のみ各当日投票所に端末を配置する運用のため、システムのオンライン接続は想定せず、各投票所に配置する端末にデータを配布・格納する。ただしこれは、当日投票所のオンライン接続を妨げるものではなく、各団体の状況を踏まえた判断に委ねることとする。

図表 1 選挙人名簿管理業務における業務概要全体図

